

学生の皆さんへ

学生の課外活動(進路に関わる活動)の再開について

2020.6.4 学生生活委員会

山口県に対する政府の緊急事態宣言は、令和 2 年 5 月 14 日付で解除され、これを受けて、山口県から大学等への施設の使用制限等の協力要請も解除されました。また、6 月 1 日より山口県から県境を越えての移動自粛要請も解除されました。こうした状況から、本学も、限定的・段階的に 6 月 1 日より課外活動(正規の授業以外の大学生としての活動)の再開を認めております。併せて本学では、感染リスクを考慮し、「課外活動ガイドライン」を策定しました(大学ホームページを参照)。これらの施策に続き、当文書では、課外活動のうち特に進路に関わる活動(就職、進学、インターンシップ等)について当事者である学生の皆さまへのお願いを示します。

一方で、報道されているとおり第 2 波、第 3 波の感染拡大が今後起きる可能性もあります。今後も、**手洗い、咳エチケット(マスク着用)、ソーシャルディスタンスの徹底、「3 つの密」を回避する等**、感染予防対策を行うようお願いいたします。

【進路に関わる活動に伴う国内移動について】

多くの企業でオンラインによる面談が実施されるなか、徐々に対面による面談や短期間のインターンシップの実施も再開されております。そこで、本学としては進路に関わる活動に伴う国内移動について次のように学生の皆さんにお願いいたします。

- 最近、連日のように新たな感染が確認されている北九州市について、当面の間は移動を控えてください。
- 5 月 21 日以降に緊急事態宣言が解除された 8 都道府県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)への移動は慎重に検討し、極力控えてください。
- 県をまたぐ移動の際は山口県及び移動先の地域が提供している情報を確認し、感染予防に努めてください。移動中及び帰着後 2 週間は行動歴を特に詳細に記録するように心がけてください。
- 感染症が疑われるような異変を感じた場合には、所在地最寄りの保健所に電話をしましょう。

これらを念頭に置いた活動をお願いします。進路に関わる活動にともなって移動する場合には事前に進路支援室へ連絡ください。また、不安がある場合もご相談願います。

山口県内において感染者が増加する傾向が見られた場合、再度活動を自粛することもありますのでご了承下さい。

【問合せ先】 学生支援部進路支援課

TEL: 0834-28-5393

e-mail: shushoku@tokuyama-u.ac.jp